機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010473	―	20.1 住民票の写し等	20.1.2　住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	レイアウトは、省令様式第１号、様式第２号、様式第７号及び様式第９号に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとすること。 （変更箇所） ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票（除票）」を「住民票除票記載事項証明書」に改める。 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を＊表示とする。 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に改める。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010474	―	20.1 住民票の写し等	20.1.2　住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他の項目も連動して記載しないこととすること。	×	×	×	―
0010475	―	20.1 住民票の写し等	20.1.2　住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	労働基準法（昭和22年法律第49号）第111条代用証明を発行できること。	×	×	×	―
0010476	―	20.1 住民票の写し等	20.1.3　住民票の写し（世帯連記式）	住民票の写し（世帯連記式）について、省令様式第７号に従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010601	―	20.1 住民票の写し等	20.1.3　住民票の写し（世帯連記式）	住民票の写し（世帯連記式）に記載する項目は以下のとおりとすること。 （別表第二の機能ID0010601の項の項目詳細の欄を参照） （※）を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010533	―	20.1 住民票の写し等	20.1.3　住民票の写し（世帯連記式）	統合記載欄に、異動前の前住所（転居による直前の住所に限る）（※）及び当該異動の年月日（※）を記載できること。 （※）を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010602	―	20.1 住民票の写し等	20.1.3　住民票の写し（世帯連記式）	住民票の写し（世帯連記式）に以下の項目を記載すること。 （別表第二の機能ID0010602の項の項目詳細の欄を参照）	○	○	○	―
0010534	―	20.1 住民票の写し等	20.1.3　住民票の写し（世帯連記式）	必要に応じて、別紙として通称の記載及び削除に関する事項を出力できること。	○	○	○	―
0010480	―	20.1 住民票の写し等	20.1.4　住民票の除票の写し	住民票の除票の写しについては、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日